

事 務 連 絡
令和 5 年 2 月 22 日

各 { 都 道 府 県
保健所設置市
特 別 区 } 衛生主管部（局）御中

厚生労働省医政局総務課

サル痘への対応に係る LC16 ワクチン接種に関する医療法上の取扱いについて

令和 4 年 5 月以降、欧米を中心に、サル痘が国際的に感染拡大しており、国内でも令和 5 年 1 月以降、海外との接点のないサル痘の症例の発生が増加傾向にある状況を踏まえ、サル痘に曝露した者及びサル痘への曝露が疑われる者等に対し、LC16 ワクチンの接種を検討しております。LC16 ワクチンの接種は、国立国際医療研究センター、市立札幌病院、東北大学病院、藤田医科大学病院、りんくう総合医療センター、福岡東医療センター、琉球大学病院の 7 医療機関を実施主体として行うこととなります。この場合の医療法（昭和 23 年法律第 205 号）上の取扱いについて、下記のとおり整理し、お示いたしますので、内容を御了知の上、管内医療機関等へ周知いただくとともに、その実施に遺漏なきようお願いいたします。

記

既存の病院又は診療所の事業として、医療機関以外の会場等を活用して、サル痘への対応に係る LC16 ワクチン接種を実施する場合であって、「医療機関外の場所で行う健康診断等の取扱いについて」（平成 7 年 11 月 29 日健政発第 927 号厚生省健康政策局長通知。以下、「平成 7 年通知」という。）に定める要件に該当するときは、平成 7 年通知に示す通り一部の事務手続を簡素化して実施することが可能である。

この場合の取扱いについては下記のとおりとするので、御留意願いたい。
なお、下記の取扱いは、今般のサル痘の感染拡大への対応に係る臨時的なものであることにご留意いただくようお願い申し上げます。

- ・ サル痘への対応に係る LC16 ワクチン接種は、平成7年通知の1（1）アの「予防接種法に掲げられた疾病の予防を目的とした予防接種」にはあたらないが、平成7年通知の1（1）アを満たすものとして取り扱うこととする。
- ・ LC16 ワクチンについては、サル痘の発生状況によっては一定の継続した接種期間を設けることも想定されるが、その場合においては平成7年通知1（1）ウ（イ）の「移動健診等施設以外の施設を利用して行われる巡回健診等であって、定期的に反復継続（おおむね週二回以上とする。なお、同日中に複数の場所で実施する場合については、一回の巡回健診等とみなす。）して行われることのないもの又は一定の地点において継続（おおむね三日以上とする。）して行われることのないもの」とする要件は、柔軟に取り扱って差し支えないこととし、また、1（2）ウの「実施計画」の提出は、適切な時期に事後的に行うこととして差し支えないこととする。
- ・ サル痘の予防接種の実施のための巡回健診等の臨時的・特例的な取扱いとして、平成7年通知を別添のとおり読み替えて適用して差し支えないこととする。

以上

別添

- 「医療機関外で行う健康診断等の取扱いについて」（平成7年11月29日健政発第927号厚生省健康政策局長通知）（抄）

（傍線部分は読替部分）

読 替 後	読 替 前
（略） 記 1 既存の病院又は診療所の事業として巡回健診等を行う場合における医療法及びこれに基づく法令の適用並びにこれに関する指導監督については、次のとおりとすること。 （1） 次のアからウまでのいずれをも満たす巡回健診等の実施については、新たに診療所開設の手続を要しないものとする。 ア （略） （削る） イ （略） （2） （1）による場合、<u>当該病院又は診療所の所在する都道府県（当該診療所が保健所を設置する市又は特別区の区域にある場合においては、当該保健所を設置する市又は特別区。以下「開設地都道府県」という。）は、</u>当該病院又は診療所から次に掲げる事項の提出を求めること。 <u>巡回健診等が開設地都道府県外で行われる場合は、開設地都道府県の担当者は、提出された書類の写しを巡回健診等が実施される都道府県（当該巡回診療の実施場所が保健所を設置する市又は特別区の区域にある場合においては、当該保健所</u>	（略） 記 1 既存の病院又は診療所の事業として巡回健診等を行う場合における医療法及びこれに基づく法令の適用並びにこれに関する指導監督については、次のとおりとすること。 （1） 次のアからウまでのいずれをも満たす巡回健診等の実施については、新たに診療所開設の手続を要しないものとする。 ア （略） <u>イ 当該病院又は診療所の所在する都道府県内で行われるものであること。</u> ウ （略） （2） （1）による場合、当該病院又は診療所から次に掲げる事項の提出を求めること。これを変更したときも同様とすること。

を設置する市又は特別区。以下「実施地都道府県」という。)に回付すること。なお、実施地都道府県から開設地都道府県に対して、当該巡回健診等が実施されることにより地域における適切な医療提供に影響が生じる等の懸念が示された場合
には、開設地都道府県は、実施地都道府県の医療提供の実情等を踏まえつつ、当該病院又は診療所に対し、巡回健診等の実施計画の内容等について、実施地都道府県と調整を行うよう促すこと。

これを変更したときも同様とすること。

ア～カ (略)

(3) (1)による場合、次の点に留意して指導監督を行うこと。

ア～ウ (略)

二 巡回健診等が開設地都道府県外において実施される場合は、開設地都道府県が、当該巡回健診等に対して指導監督権限を有すること。実施地都道府県においては、開設地都道府県と連携を行い、必要な協力を行うこと。実施地都道府県は、地域における適切な医療提供を確保するために必要な場合には、実施地都道府県内における巡回健診等の実施状況を開設地都道府県に対して共有し、開設地都道府県による指導監督権限の行使も含めた対応方針について協議することとする。

(4) (略)

2 (略)

ア～カ (略)

(3) (1)による場合、次の点に留意して指導監督を行うこと。

ア～ウ (略)

(新設)

(4) (略)

2 (略)